

ケアハウス
愛の故郷
管 理 規 定
入居利用同意書

社会福祉法人
郁 慈 会

目 次

第1章	総 則	
第1条	目 的	3
第2条	管理運営方針	3
第3条	入居者定員	3
第4条	入居の資格	4
第5条	利用料等	4
第2章	職員及び職務	
第6条	職員の区分及び定数	4
第7条	職 務	4
第3章	入居及び退居	
第8条	入居の申込	4
第9条	入居希望者の面接調査	5
第10条	入居の手続き	5
第11条	入居者台帳の整備	5
第12条	秘密保持	5
第13条	退 居	5
第14条	死 亡	5
第15条	入居の取消	5
第16条	居室の変更	6
第4章	処 遇	
第17条	基本原則	6
第18条	苦情相談窓口	6
第19条	相談・助言等	6
第20条	食 事	6
第21条	入 浴	7
第22条	生活援助	7
第23条	保健衛生	7
第24条	事故発生時の対応	7
第25条	虐待の防止	7
第26条	第三者評価	8
第5章	規 律	
第27条	外出及び外泊	8

第28条	面会	8
第29条	健康保持	8
第30条	環境整備	8
第31条	身上変更の届出	8
第32条	調和と信頼	8
第33条	居室内の工作	8
第34条	損害賠償	9
第35条	身体拘束の廃止	9
第6章	非常災害対策・感染対策	
第36条	非常災害対策・感染対策	9
第7章	夜間等の管理体制	
第37条	併設施設の協力	9
第8章	雑 則	
第38条	地域社会との連携	9
付 則		9
様 式	1	
様 式	2	
様 式	3	
様 式	4	

ケアハウス愛の故郷

管理規定

入居利用同意書

第1章 総 則

事業所

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 法人名 | 社会福祉法人 郁慈会 |
| 2 法人所在地 | 奈良県北葛城郡上牧町上牧4 2 4 4 |
| 3 電話番号 | 0 7 4 5-7 6-7 8 8 8 |
| 4 代表者名 | 理事長 松木平 博視 |
| 5 設立年月 | 昭和27年5月17日 |
| 6 法人登記 | 昭和27年5月27日 |

事業所の概要

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 事業所の名称 | ケアハウス 愛の故郷 |
| 2 事業所の所在地 | 奈良県北葛城郡上牧町上牧4 2 4 4 |
| 3 電話番号 | 0 7 4 5-4 3-6 4 1 7 |
| 4 施設長名 | 青柳 太三 |
| 5 開設年月 | 平成14年4月1日 |

第1条 (目 的)

この規定、同意書は、社会福祉法人郁慈会が設置するケアハウス愛の故郷（以下「施設」という）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を目的とする。

第2条 (管理運営方針)

施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応処遇に万全を期することを基本方針とする。

第3条 (入居者定員)

施設の入居定員は50名とする。

第4条 (入居の資格)

施設に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- 1 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- 2 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のために独立して生活する不安が認められる者であって、家族と同居できない者及び自炊等に困難で不安のある者。
- 3 伝染性疾患及び精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- 4 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- 5 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- 6 確実な保証能力を有する身元保証人をたてられること。

第5条 (利用料等)

施設の利用料の額は、県の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

第2章 職員及び職務

第6条 (職員の区分及び定数)

施設には次の職員を置く。

1 施設長	1名
2 生活相談員	1名
3 介護職員	3名
4 管理栄養士	1名
5 調理員	1名

計 7名

第7条 (職務)

- 1 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。
- 2 職員は、上司の命を受けて業務に従事する。
- 3 職員の業務分掌は別に定める。

第3章 入居及び退居

第8条 (入居の申込)

- 1 施設への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。
- 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居者名簿に記入し登録するものとする。

第9条 (入居希望者の面接調査)

- 1 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。
- 2 前項の調査は生活状況、家庭状況について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては入居を承認する旨を、又入居を不適正と認めた者に対しては入居を承認しない旨を通知するものとする。

第10条 (入居の手続き)

入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- 1 入居契約書
- 2 身元保証書
- 3 住 民 票
- 4 所得証明書(収入がわかるもの…年金の源泉徴収票、通帳の写しなど…)
- 5 その他施設長が特に必要と認めた書類

第11条 (入居者台帳の整備)

入居者に対しては、入居時に健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

第12条 (秘密保持)

当施設は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報について、入居者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏えいする様な事はないが入居者の同意を得た場合は、利用目的の範囲内で個人情報の取得、使用及び第三者に提供できるものとする。

第13条 (退居)

入居者は退居しようとするときは、退居届を1か月前に提出しなければならない。

第14条 (死亡)

施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡等必要な措置をとるものとする。

第15条 (入居の取消)

施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- 1 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき
- 2 正常な理由なく利用料を滞納したとき

- 3 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき
- 4 身体的又は精神的疾患もしくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められるとき
- 5 他の入居者に迷惑をかける等、共同生活に不適當な場合。
- 6 前各号の他、施設での生活が不適當と認められたとき

第16条 (居室の変更)

施設長は利用者が次の各号の一に該当するときは、居室の変更をすることができる。

- 1 2人居室の利用者が、いずれか一方の死亡等により1人となったとき
- 2 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適當と認められるとき
- 3 その他、施設長が必要と認められるとき

第4章 処 遇

第17条 (基本原則)

入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状態に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

第18条 (苦情相談窓口)

- ・ 苦情受付窓口：各施設内事務所 直通 9：00～17：00 (0745-43-6417)

担当者：施設長及び生活相談員

- ・ 苦情解決責任者：伊藤 尚弘 (統括施設長)

- ・ 第三者委員：谷阪 九十九 (法人評議員)

森川 進 (地域住民代表)

公的機関においても、次の機関において苦情相談の申し出が出来ます。

- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会

(相談専用ダイヤル 0744-21-6811 / フリーダイヤル 0120-21-6899)

- ・ 奈良県運営適正化委員会 (TEL 0744-29-1212)

- ・ 上牧町役場生き活き対策課介護保険係 (TEL 0745-79-2020)

第19条 (相談・助言等)

入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第20条 (食 事)

- 1 入居者に対して毎日3食を支給して、高齢者に適した食事を提供するものとする。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合は提供しなくてもよいこ

ととする。

- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、管理栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスを留意するものとする。
- 3 食事の提供にあたっては、個人の身体的状況を配慮した給食を実施するものとする。
- 4 概ねの食事時間

朝食	午前	7:30	より	}	午前	9:00	
昼食	午前	11:30	より		お取り置き時間	午前	12:50
夕食	午後	5:30	より		午後	6:30	

(ただし季節や施設の都合によって、時間を変更することがあります)

第21条 (入浴)

- 1 入浴は毎日とし、定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
- 2 シャワーは入居者が常時使用できるよう配慮する。
- 3 原則として、個別の入浴介助は行わないものとする。
- 4 入浴時間は9:00から17:00とする(基本は、12:00~16:30)

第22条 (生活援助)

- 1 入居に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
- 2 入居者が入居後において心身の支障等で家事等が自立できず、又病気等で介護者が必要となった場合には、在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

第23条 (保健衛生)

- 1 入居者の定期健康診断は2年に1回以上、胸部レントゲンは1年に1回以上、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康保持にあたっては、特に老人特有の疾病の防止に努めるものとする。
- 3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。
- 4 協力医療機関は土庫病院、服部記念病院等とし、必要時医療を受けることとする。
- 5 医療連携体制を構築するため、病歴等の情報を協力医療機関と共有を行う。

第24条 (事故発生時の対応)

事故等が発生した際には、御家族様及び関係諸機関(医療機関・行政機関等)と連携を取り、必要な措置を講じるものとする。

第25条 (虐待の防止)

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に関催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。ま

- た、その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - 3 虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した際には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第26条 （第三者評価）

専門機関による第三者評価の実施なし。

第5章 規 律

第27条 （外出及び外泊）

入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。（門限は午後7：00です。）やむを得ず門限に帰苑できない場合は予め施設に報告すること。

第28条 （面会）

面会者は、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

（面会時間は9時～19時）

第29条 （健康保持）

入居者は、常に自らの健康保持に努めることとする。健康診断、胸部レントゲ（保健衛生、23条参照）は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

第30条 （環境整備）

入居者は、常に居室を清潔に整理整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建設内の清掃、環境整備には積極的に協力することとする。

第31条 （身上変更の届出）

入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第32条 （調和と信頼）

入居者は相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し他人の人権を無視するような言動のないよう努めるものとする。

第33条 （居室内の工作）

施設長の許可を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

第34条 （損害賠償）

入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときには、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

第35条 (身体拘束の廃止)

原則として、身体拘束は行いません。緊急やむを得なく身体拘束等を行う際にはその状況や理由等を記録・説明した上で、御本人様もしくは御家族様の同意を頂くこととします。

第6章 非常災害対策・感染対策

第36条 (非常災害対策・感染対策)

施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講じるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

当施設は社会福祉法人郁慈会感染対策委員会を設置しており、他施設と情報の交換、共有を図りながら感染対策に取り組んでいるが、入居者が感染症になった場合、身元保証人に協力要請する場合もあり。(身元保証人宅外泊、または宿泊) ※宿泊の際、一名様分の布団の貸出しあり。食事は持参になります。

第7章 夜間等の管理体制

第37条 (併設施設の協力)

施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため隣接する関連施設(郁慈苑、郁徳苑、郁愛苑、郁楽苑、老人保健施設ユートピアゆり及び服部記念病院)の常勤職員、宿日直員の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう体制を講じるものとする。(※昼夜の緊急の病院受診は原則、身元保証人対応。)

第8章 雑 則

第38条 (地域社会との連携)

施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

付 則

平成14年4月1日施行

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和1年10月1日一部改正

令和3年7月1日一部改正

令和5年5月4日一部改正

令和6年8月1日一部改正

令和7年1月20日一部改正

令和7年4月1日一部改正

利用料金

種別	金額	備考
入居一時金 ※1	200,000 円	1 人部屋
	300,000 円	夫婦部屋
生活費	月額 46,330 円	
事務費	下記別表 1 の基準参照	所得により変動
管理費	月額 32,000 円	1 人部屋
	月額 64,000 円	夫婦部屋
水道代	月額 2,000 円	
冬季加算	月額 2,040 円	11 月～3 月のみ
その他のサービスにかかる費用	実費	

※1 入居一時金は退居される際に、居室・設備等の原状復旧費用等を精算し、残金をお返し致します。

【月額利用料参考例】

生活費	事務費(1 階層)	管理費(1 人部屋)	水道代	合計
46,330 円	10,000 円	32,000 円	2,000 円	90,330 円

別表 1) 本人からの事務費徴収額 (令和 6 年 8 月から適用)

階層	対象収入による階層区分	事務費徴収(月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円以上	46,700 円

本人負担経費

1. 電気使用量
2. 電話使用料
3. 医療費
4. 介護サービス利用料
5. 洗濯機利用料(1 回 100 円)
6. クラブ活動費(1 回 100 円)
7. 駐車場代(1 台 4,000 円)
8. その他(新聞購読料等)

利用料金（1ヶ月分）

	金額
生活費	46,330 円
事務費	別紙により算出
管理費	32,000 円（1人部屋） 64,000 円（夫婦部屋）
水道代	2,000 円
冬季加算（暖房費） ※11月～3月	2,040 円

○外泊時など不在等の場合による生活費の返金

例	1日（月）	2日（火）	3日（水）
	朝食を食べてから出発	不在	夕食後に帰宅

の場合

- ☆ 1日…昼食（300円）、夕食300円を返金
 - 2日…1日分の生活費を返金
 - 3日…朝食（210円）、昼食（300円）、夕食（300円）を返金

 - ☆ 1日分の生活費…46,330円÷ひと月の日数（小数点切り捨て）
 - 31日の場合…1,494円
 - 30日の場合…1,544円
 - 29日の場合…1,597円
 - 28日の場合…1,654円
- ※1ヶ月不在の場合 46,330円返金

○外泊などで食事を欠食した際の返金額

- ・朝食1回につき 210円
- ・昼食1回につき 300円
- ・夕食1回につき 300円

○駐車場代

一台につき 4000円（敷地内に駐車場があります。台数制限あり要相談）

○クラブ活動費

各種クラブ活動の参加費として1回100円（材料費込み）